

税務

飲食店業の収益帰属をめぐり納税者敗訴

納税者の関係者名義口座に入金された金員を納税者の雑所得と判断

要約

- 社交飲食店の営業による収益が納税者個人に帰属するか否かが争われた税務訴訟で納税者側敗訴（東京地裁平成30年12月7日判決）。
- 地裁、収益の帰属者を納税者と認めたとうえで、社交飲食店の事業が納税者の事業とは認められないことから、納税者の関係者名義の預金口座に入金された金員は雑所得に該当すると判断。

本件で問題となったのは、社交飲食店（いわゆるキャバクラ）の店舗責任者が本件口座（納税者の関係者名義の預金口座）に振り込み入金した本件金員が納税者に帰属するか否かという点である。

事実関係をみると、納税者は所得税の確定申告（期限内申告）をした際に、不動産所得及び給与所得のみを申告していた。これに対し課税当局は、社交飲食店の店舗責任者が本件口座へ振り込んだ本件金員は納税者の雑所得に該当すると判断して所得税の更正処分等を行った。これを不服とした納税者は、裁判のなかで、本件金員は納税者に帰属しないことから、本件金員を納税者の雑所得と認定した所得税の更正処分等は違法である旨を主張した。

東京地裁はまず、①本件金員が社交飲食店の営業から生じた収益の一部であるこ

と、②納税者が社交飲食店の営業及びその営業から生じた収益について店舗責任者に指示をしていたこと、③店舗責任者は納税者の指示に基づき本件金員を本件口座に振り込み入金していたこと、④本件口座を実質的に管理支配していたのは納税者であることを踏まえると、本件証拠関係の下においては、本件金員を含む社交飲食店の営業から生ずる収益の帰属者は納税者であると認めるのが相当であるとした。

そして地裁は、①納税者が本件金員を取得した当時において社交飲食店の営業許可を受けていたのは納税者ではなく店舗責任者であること、②納税者が社交飲食店の営業に係る具体的な業務の遂行について個別具体的な指揮命令をしていたことが認められる証拠がないことなどを踏まえると、社交飲食店の営業が納税者の事業であり、その収益が納税者の計算と危険において独立して営まれていると客観的に認められる業務から生じる所得であるとまでは認め難いと指摘。そのうえで地裁は、納税者が社交飲食店の営業から生じる収益の一部である本件金員を受領したことについて、その性質及び内容に照らすと、本件金員は雑所得に該当すると判断したうえで、納税者の主張を斥けた。なお、一審判決で敗訴した納税者は、控訴を提起している。